

(各団体用)

令和6年度 一斉清掃 実施要領

本市の区域内の道路側溝を含む排水路等（以下「水路等」という。）を各地区の町内会等の団体が自発的かつ一斉に清掃を行う事業（以下「一斉清掃」という。）において、水路等の適切な機能維持を図ることを目的としています。

1. 実施日と実施地区

実施日	地区名			
5月12日(日)	加茂地区	加茂名地区	多家良地区	不動地区
	応神地区	川内地区	上八万地区	入田地区
	南井上地区	北井上地区		
5月26日(日)	内町地区	新町地区	昭和地区	東富田地区
	西富田地区	渭北地区	渭東地区	佐古地区
	沖洲地区	津田地区	八万地区	勝占地区
	国府地区			

※ 上記実施日での一斉清掃が困難な場合は、5月1日から5月31日までの別の日に一斉清掃を実施していただいても差し支えありません。

2. 対象団体

一斉清掃を実施する町内会等の地域の住民で組織される団体です。

3. 実施対象

実施対象は、本市が管理する水路等の清掃をお願いします。

私有水路・私有道路側溝、市営、県営、国営施設内の水路を除きます。

4. 報奨金

一斉清掃事業参加者1人につき200円を報奨金として交付します。

5. 報奨金の請求期間

報奨金の請求期間は一斉清掃を終了した日から1か月以内です。

請求が遅れた場合は、報奨金の支払いができないこともあります。

6. 報奨金の返還

団体が偽りその他不正の手段により報奨金の交付を受けたことが判明した場合は、報奨金の一部、又は全部の返還を求める場合もあります。

7. お願いしたい事項

- (1) 水路等から引き揚げた汚泥及び回収されたごみ（以下「汚泥等」という。）の集積場所等の清潔の保持に努めてください。
- (2) 水路等の汚泥等以外の一般家庭ごみ及び粗大ごみ等が集積された場合には、団体の責任において処分をお願いします。
- (3) 団体に引き揚げた汚泥と回収されたごみとを区別してください。
- (4) 引き揚げた汚泥等を通行の妨げにならない場所に集めて下さい。
- (5) 汚泥等の置き場所を位置図に記入し、各地区のコミュニティ協議会、コミュニティ連合会、まち(街)づくり協議会連合協議会、各種団体連絡協議会（以下「コミセン」という。）まで提出してください。
- (6) 汚泥等の収集については、水切りの時間が必要ですので、1～2日おいて収集しますので、御了承下さい。
- (7) この実施要領は、汚泥等を対象とするものです。これ以外の一般家庭ごみ、粗大ごみ、及び用水路の汚泥等は収集できません。

8. 道具の貸出

1. に記載の実施日（5 / 1 2 又は 5 / 2 6）に一斉清掃を行う場合は、一斉清掃参加団体に対して、蓋上機やスコップ等の貸出を行います。

なお、道具の貸出数には限度があるため、事前に河川水路課までお申込みいただいた後、調整させていただきます。希望に添えない場合もございます。

- (1) 事前に道具の貸出申込を河川水路課までご連絡ください。

（6 2 1－5 3 0 8、5 3 0 9）

なお、道具貸出の申込期限は次のとおりです。

（実施日）5月12日は、（申込期限）5月 2日（木）17時まで

（実施日）5月26日は、（申込期限）5月17日（金）17時まで

- (2) 配達希望場所に道具を配達します。実施日前に配達しますが、配達日の指定はできません。
- (3) 清掃終了後、道具の回収をします。
道具は、配達された場所に貸出し前の状態でお戻しください。

9. 提出書類

一斉清掃終了後、速やかに以下の書類の提出をお願いします。

- ① 一斉清掃報奨金申請書（様式第1号）

- ② 一斉清掃参加者名簿（様式第2号）

個人の住所、姓名を記入してください。姓だけの記入は認められません。

③ 報奨金請求書（様式第3号）

申請受付後、1か月程度で指定された口座に振り込みます。

報奨金請求書の記入例を参考にしてください。

スタンプ印（シャチハタ等）不可です。

朱肉を付けるタイプの認め印でお願いします。

修正液、修正テープは使用不可です。

④ 通帳等の写し

振込先金融機関等を確認するために必要です。

表紙をめくったページに表記されている、口座番号の記載がある箇所の写しを添付してください。

⑤ 位置図

地図等に、一斉清掃の作業場所の記入をしてください。

10. 提出先

提出書類（様式第1号～様式第3号、通帳等の写し、位置図）5種類に不備がなければ、各地区のコミセンもしくは河川水路課まで提出をお願いします。

11. その他

申請書類一式については、令和6年度から徳島市のホームページへも掲載しますので、ダウンロードしていただくことも可能です。

徳島市ホームページアドレス <https://www.city.tokushima.tokushima.jp>



お問い合わせ

徳島市役所 都市建設部 河川水路課

管理係 TEL 088-621-5308

維持係 TEL 088-621-5309